

「気仙沼市観光集客施設等無線LAN設置事業費補助金」

ー第2次募集の受付開始についてー

市内で宿泊施設又は観光施設等を営んでいる事業者が無線LAN設置を行う場合、経費の一部を助成する「気仙沼市観光集客施設等無線LAN設置事業費補助金」の第2次募集を下記のとおり開始します。

- 事業内容
 - ・補助率は、補助対象経費の3/4以内とし、1施設当たり25万円を上限とする。(予算総額500万円)
 - ・補助対象経費については、機器購入費及び設置工事費とし、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。
 - ・無線LAN利用が可能な端末(PC/タブレット/スマートフォン等)が全て接続でき、利用者が無料で使用できること。
- 対象施設
 - 市内宿泊施設・観光施設・小売業(コンビニエンスストア含む)・飲食施設等
 - (ただし、市税を滞納している事業者は除く)
- 申請書類
 - ・事業計画書
 - ・(法人の場合)登記簿謄本(現在事項全部証明書)
 - ・(個人経営の場合)住民票抄本
 - ・施設が補助対象施設に該当することが確認できる書類(旅館業営業許可証の写しなど)
 - ・機器購入・設置工事の対象経費が確認できる書類(見積書・カタログ等)
 - ・無線LANの設置箇所を図で示した図面及び写真
 - ・市税の納税証明書又は市税納付状況確認同意書
 - ・暴力団排除に関する誓約書
- 交付要綱
 - 観光課窓口及び市ホームページに掲載
- 申請締切
 - 平成28年2月29日まで
- 提出先
 - 市観光課に申請書類を提出する。
 - (受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで)
- ※ 書類審査を行い不備のある場合を除き、申請をいただいた順に交付を行い、補助金が無くなり次第申請を締切ります。
- 問合せ
 - 市観光課 電話 22-6600(内線533・534)
- 本事業は、気仙沼市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」に基づき実施するものです。財源は、国の平成26年度地域活性化地域住民等緊急支援交付金により措置されます。